

産業構造審議会商務流通情報分科会情報経済小委員会
IT 利活用ビジネスに関するルール整備ワーキンググループ（第 10 回）
議事要旨

日時：平成 30 年 4 月 27 日（金曜日）14：00～16：00

場所：経済産業省本館 17 階 第 1 特別会議室

出席者

委員

松本座長、沖野委員、奥邨委員、角委員、後藤委員、角田委員、茶園委員、道垣内委員、早川委員

準則起草者

稲益弁護士、岩原弁護士、生野弁護士、辻巻弁護士、高木弁護士、森弁護士、山内弁護士

オブザーバ

福島消費者庁消費者制度課政策企画専門官、柴田同課政策調査員、岡北特許庁審査第四部審査官、上田経済産業省知的財産政策室係長、小町経済産業省製品安全課課長補佐、

事務局（情報経済課）

松田課長、明石課長補佐、山本課長補佐、大関係長

議題

1. 開会
2. 討議
 - (1) 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改訂案について
 - (2) 「データの利用権限に関する契約ガイドライン Ver1.0」改訂案について
3. 事務連絡
4. 閉会

議事概要

1. 開会

IT 利活用ビジネスに関するルール整備ワーキンググループの公開等について、事務局から資料 2 を用いて説明を行い、全会一致で了承された。

2. 討議

- (1) 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改訂案について
準則起草者から資料 3 から資料 4-4 までを用いて説明を行い、討議が行われ、委員から以下の意見が出された。

IV 章 国境を超えた取引等に関する論点

- ・ 準則IV章の概要に、日本の公的規制の地理的適用範囲に関する問題を含むことを明記すべきではないか。

AI スピーカーが発注者の発言を誤認識した場合について

- ・ 発注者が AI スピーカーに発言した場合の誤認識と、テレビの音などを誤って拾ってしまった場合の誤認識とでは、発注者の意思表示の有無が異なるため、契約の成立性については分けて考えるべきではないか。
- ・ 現時点においては、テレビの音などを誤って拾ってしまった場合の誤認識における契約の成立性に絞った論点にすべきではないか。

AI が役務提供主体となる場合について

- ・ 「AI ではなく人間が役務提供しなければならない場合」というのは、役務の性質のみで決めることはできず、その役務契約の趣旨に基づいて決まるのではないか。
- ・ 現状において特段の問題が生じておらず、論点掲載のニーズも少ないのであれば、本論点は継続検討とすべきではないか。

(2) 「データの利用権限に関する契約ガイドライン Ver1.0」改訂案について
事務局から資料 5-1、5-2 を用いて説明を行い、討議が行われ、委員から以下の意見が出された。

- ・ 改訂案は、その理解に法律及び技術の高いレベルの知識が求められる内容となっているが、想定する読者の理解度に合った記載ぶりを検討すべきではないか。

3. 事務連絡

事務局から資料 6、7 を用いて説明を行った。

問合せ先

商務情報政策局 情報経済課

電話：03-3501-0397

FAX：03-3501-6639